

別 添

児童自立支援施設のあり方に関する研究会 検 討 課 題

1. 施設の運営体制について

- 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
- 施設運営全般のあり方

2. 寮舎の運営形態について

- 小舎夫婦制のあり方（維持確保・強化策）
- 交替制寮舎のあり方（充実・強化策）

3. 援助技術・援助方法の向上と研修システム・人材養成について

- 自立支援の援助技術・援助方法のモデル事例の抽出・整理・フィードバックのあり方
- 児童自立支援専門員等の養成のあり方

4. 施設機能について

- 入所児童の減少要因の分析
- 通所機能・一時保護機能・短期入所機能のあり方
- リービングケア・アフターケアのあり方
- 保護者の指導・支援のあり方
- 相談機能（児童家庭支援センターの附置等）のあり方

5. 関係機関等との連携について

- 児童相談所・学校・民生児童委員等関係機関との連携のあり方
- 少年院・法務省との連携

児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
昭和						
35	57	5,848	5,197	88.9%	2,641	2,655
36	58	5,995	5,463	91.1%	2,724	2,644
37	58	6,096	5,536	90.8%	2,810	2,818
38	57	6,126	5,282	86.2%	2,707	3,076
39	58	6,169	5,042	81.7%	2,364	2,725
40	58	6,276	4,698	74.9%	2,202	2,324
41	58	6,012	4,559	75.8%	2,166	2,116
42	58	6,017	4,521	75.1%	2,006	1,992
43	58	5,873	4,263	72.6%	1,735	1,937
44	58	5,719	4,072	71.2%	1,840	1,908
45	57	5,538	3,909	70.6%	1,707	1,831
46	57	5,211	3,773	72.4%	1,676	1,721
47	58	5,481	3,506	64.0%	1,574	1,862
48	58	5,487	3,100	56.5%	1,319	1,645
49	58	5,409	2,894	53.5%	1,322	1,488
50	58	5,289	2,844	53.8%	1,471	1,521
51	58	5,344	2,776	51.9%	1,604	1,582
52	58	5,283	2,752	52.1%	1,575	1,669
53	58	5,333	2,792	52.4%	1,759	1,517
54	58	5,247	2,835	54.0%	1,606	1,733
55	58	5,304	2,779	52.4%	1,782	1,757
56	57	5,234	2,895	55.3%	1,925	1,939
57	57	5,146	3,018	58.6%	1,954	1,981
58	57	5,116	2,899	56.7%	2,021	2,047
59	57	5,121	2,826	55.2%	1,941	2,017
60	57	4,989	2,696	54.0%	1,863	2,001
61	57	5,021	2,650	52.8%	1,903	1,848

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
62	57	4,945	2,611	52.8%	1,638	1,792
63	57	4,912	2,373	48.3%	1,535	1,772
平成 1	57	4,893	2,280	46.6%	1,580	1,647
2	57	4,893	2,029	41.5%	1,392	1,590
3	57	4,756	1,961	41.2%	1,384	1,392
4	57	4,758	1,903	40.0%	1,234	1,256
5	57	4,658	1,903	40.9%	1,265	1,195
6	57	4,705	1,849	39.3%	1,067	1,233
7	57	4,580	1,755	38.3%	1,212	1,222
8	57	4,580	1,779	38.8%	1,200	1,123
9	57	4,582	1,828	39.9%	1,373	1,335
10	57	4,844	1,998	41.2%	1,394	1,277
11	57	4,510	1,862	41.3%	1,278	1,374
12	57	4,374	1,790	40.9%	1,248	1,291
13	57	4,210	1,794	42.6%	1,257	1,278
14	57	4,211	1,659	39.4%	1,178	1,295
15	58	4,363	1,714	39.3%	1,298	1,208

出典：1. 施設数、入所定員、在籍児童数は「社会福祉施設調査報告」
[昭和35年～46年は各年12月31日現在、昭和47年～平成15年は各年10月1日現在]
2. 入所人員、退所人員は「厚生省報告例」（年度累計）

○入所率が最高の年：昭和36年度 91.1%

○入所率が最低の年：平成7年度 38.3%

児童自立支援施設の入所児童における虐待を受けた 子どもの割合

59.7%

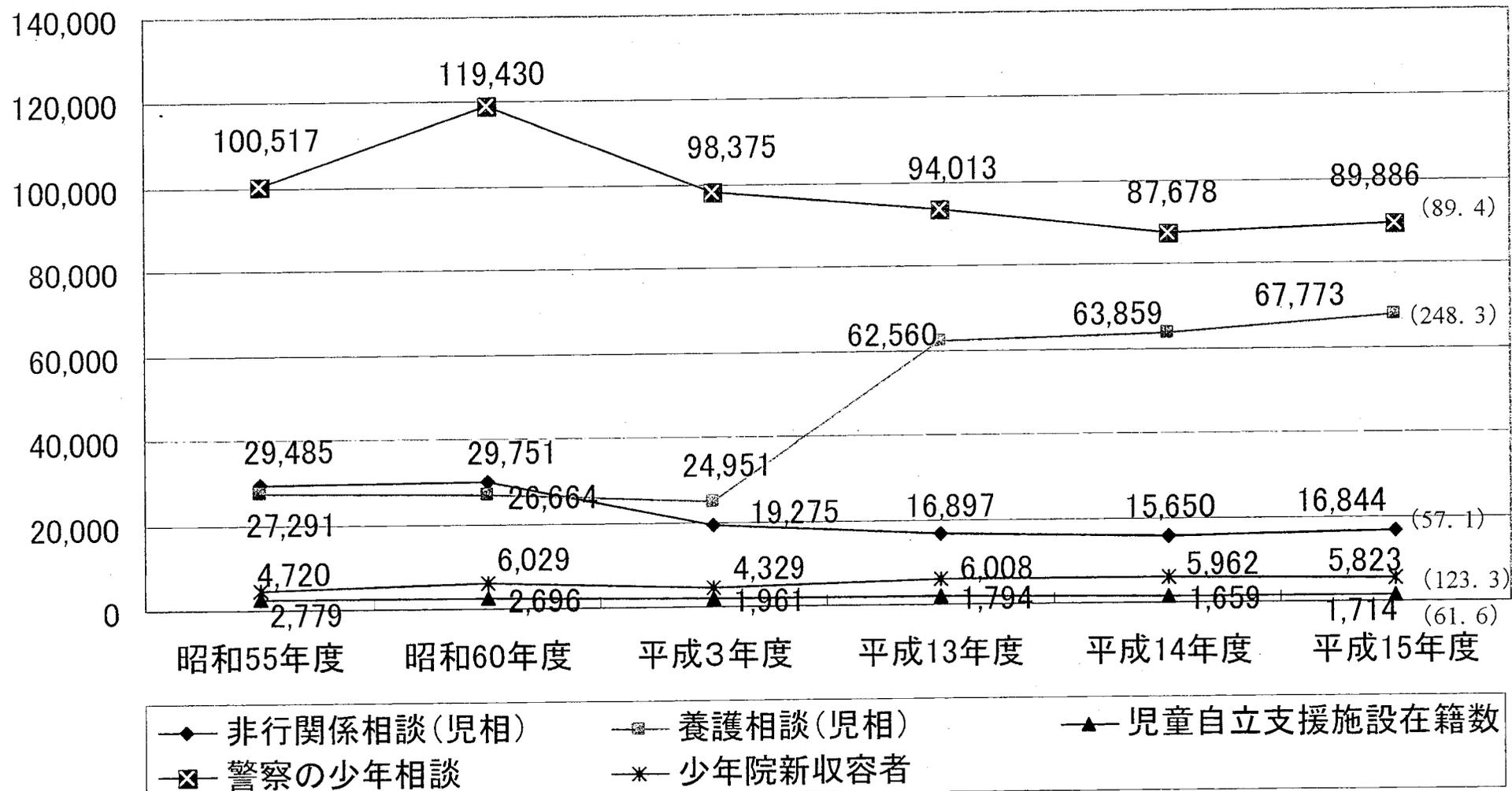
出典：「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」（平成12年3月国立武蔵野学院）

児童自立支援施設の入所児童におけるADHDを有する 子どもの割合

7.5%

出典：「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」（平成15年2月1日現在）

児相相談件数・警察少年相談件数・児童自立支援施設在籍数・少年院新収容者数



※少年院新収容者数は年次集計、その他は年度集計
 ※()の数字は昭和55年度を100とした指数

児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

※児童自立支援施設の入所経路

施設への入所は、都道府県知事（その委任を受けた児童相談所長）が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

都道府県が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
- ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合

の2つがある。

上記の数字は、措置児童のうち、②による措置の割合である。

児童自立支援施設における中卒児童数の推移

(単位:人)

年度	入所児童 総数 (各調査時点)	うち中卒児				計
		高校	公立	私立	その他	
昭和51年度	2,855	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和54年度	2,867	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和58年度	3,149	—	—	—	—	168
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.3%
昭和59年度	3,015	—	—	—	—	153
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.1%
昭和60年度	2,903	—	—	—	—	172
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.9%
昭和61年度	2,934	—	—	—	—	190
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	6.5%
昭和62年度	2,790	—	—	—	—	235
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	8.4%
平成4年度	1,925	32	25	7	221	253
構成割合(%)	100.0%	1.7%	1.3%	0.4%	11.5%	13.1%
平成9年度	1,920	79	68	11	173	252
構成割合(%)	100.0%	4.1%	3.5%	0.6%	9.0%	13.1%
平成14年度	1,657	50	44	6	170	220
構成割合(%)	100.0%	3.0%	2.7%	0.4%	10.3%	13.3%

※昭和51年度から昭和62年度 全国教護院運営実態調査(各年度1月1日現在)

※平成4年度 養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)

※平成9年度 養護施設入所児童等調査(平成10年2月1日現在)

※平成14年度 児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童自立支援施設における施設長等の任用資格要件及びその任用状況

施設の概況(平成17年4月1日現在)

(1)施設の状況

- ・設置主体の別 国立:2か所、都道府県・指定都市立:54か所、民立:2か所
- ・寮舎運営形態の別 夫婦小舎制のみで運営:20か所、交替制又は並立制で運営:38か所

(2)職員の状況(構成)

【施設長】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第81条	
一般	福祉				1号	2号
48.3%	51.7%	58人	3.0年	23.0年	39.7%	60.3%

※児童自立支援施設の長の資格

児童福祉施設最低基準第81条

児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者
- 二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童自立支援専門員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第82条						
一般	福祉				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
30.9%	69.1%	738人	6.5年	13.6年	24.3%	31.8%	3.0%	10.4%	18.8%	3.9%	7.7%

※児童自立支援専門員の資格

児童福祉施設最低基準第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 三 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 四 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 六 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童生活支援員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第83条		
一般	福祉				1号	2号	その他
14.0%	86.0%	285人	9.1年	19.8年	88.8%	7.0%	4.2%

※児童生活支援員の資格

児童福祉施設最低基準第83条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

出典:「児童自立支援施設に関する実態調査について(調査結果)」

小舎夫婦制の施設数（推移）

	施設数	うち小舎夫婦制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）	うち小舎夫婦制 のみ実施している施設	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%	36	63.2%
S58年	57	37	64.9%	29	50.9%
平成8年度	57	29	50.9%	26	45.6%
平成9年度	57	29	50.9%	27	47.4%
平成10年度	57	28	49.1%	25	43.9%
平成11年度	57	28	49.1%	23	40.4%
平成12年度	57	27	47.4%	22	38.6%
平成13年度	57	26	45.6%	22	38.6%
平成14年度	57	25	43.9%	21	36.8%
平成15年度	58	24	41.4%	21	36.2%
平成16年度	58	23	39.7%	21	36.2%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック

平成8年度～平成11年度、平成14年度、平成16年度は全国児童自立支援施設運営実態調査
（全国児童自立支援施設協議会調）

平成12年度、平成13年度、平成15年度は家庭福祉課調べ

児童自立支援施設のあり方に関する研究会開催経過

第1回	平成17年	7月29日	(金)
第2回	平成17年	8月29日	(月)
第3回	平成17年	9月28日	(水)
第4回	平成17年	11月4日	(金)
第5回	平成17年	12月14日	(水)
第6回	平成17年	12月27日	(火)
第7回	平成18年	1月25日	(水)
第8回	平成18年	2月28日	(火)

児童自立支援施設のあり方に関する研究会委員名簿

委員名	役 職
岩田 久	東京都立萩山実務学校長
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部助教授
瀬戸 則夫	大阪弁護士会弁護士
○ 津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
服部 朗	愛知学院大学法学部教授
藤岡 淳子	大阪大学人間科学部教授
山内 稔	国立武蔵野学院長
吉岡 一孝	埼玉県立埼玉学園担当部長

(敬称略、五十音順、○は座長)